

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

高齢社会に対応した健康ものづくり産業創出プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

旭川市

3 地域再生計画の区域

旭川市の全域

4 地域再生計画の目標

旭川地域には、家具や発酵食品等の高い技術力を持つものづくり企業が集積する一方、北北海道で産する農畜産物、海産物、木材等の物流拠点となっており、更にはサービス分野では医療・福祉・介護施設が集積するなど、特長ある産業を形成している。

これら特長ある産業の融合により、医療・福祉施設をはじめ広く高齢者等の癒やしに繋がる木製品や介助者の負担軽減となる器具や、地元食材を活用し安全性と機能性が実証された健康に寄与する多様な食品等の開発、販売を通じて、高齢社会のニーズに即し、国内外の健康志向の高まりや健康寿命の延伸に向けた需要に対応する「高品質の福祉・健康商品産地」としてブランド化を目指したい。

そのためには、ものづくりと医療・福祉・介護の現場とがニーズやシーズを具体的に協議、協働する機会の創出、健康に係る機能性分析や、試作のための加工機器・試験・分析機器等の確保、更には企業同士や企業と大学等をマッチング、コーディネートできる人材の確保が必要である。また、これらものづくり産業の技術者、従事者の高齢化、後継者不足の課題に対応し、健康機能を中心に新たな視点でものづくりを展開する若い技術者の育成・確保が急務となっている。

本計画は、地方創生推進交付金を活用し、これらの課題に対応し、次世代人材育成から新規創業、第2創業、新製品開発、販路開拓まで当市の地方創生を担うビジネスとして自走するために必要な一連の支援を、地域の産学官連携により展開し、地域の素材や技術を生かした健康産業の創出による地域産業の強化、高度化を図ることを目的とするものである。

【数値目標】

	H29年3月末	H30年3月末	H31年3月末
製造品出荷額（万円）	18,458,067	18,546,022	18,633,977
粗付加価値額（万円）	7,267,191	7,386,466	7,505,741
新規創業件数※（件/年度）	19	20	20

※旭川ものづくり総合支援センターを通じた新規創業件数

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

旭川地域は、家具や発酵食品など特長あるものづくり産業を有しているが、技術者の高齢化や後継者不足が深刻となっており、サービス分野で特長ある医療・福祉の集積を生かし、これと融合させて福祉・介護器具や健康食など健康ものづくり産業を創出することで、より稼げる産業に成長させ、人材確保にも繋げる必要がある。

このため、本計画では、次世代人材育成から新規創業、第2創業、新製品開発、販路開拓までビジネスとして自走するために必要な一連の支援を、産学官連携により、継続して実施していく体制の強化を図るものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

(1) 事業主体

旭川市

(2) 事業の名称及び内容：高齢社会に対応した健康ものづくり産業創出事業

家具・機械金属産業、食品産業等を中心にIT等を含めものづくり産業の技術力を融合し、高齢社会のニーズ、更には国内外の健康志向に対応した健康産業の創出に向けて、次世代人材育成、新規創業、第2創業、新製品研究・開発、販路開拓に至る一連の支援を、高等教育機関や医療・福祉関係等と連携して展開する。

【健康の視点からの商品開発・研究・販路開拓】

- ・ ユニバーサル製品開発（開発案件発掘、設計、試作品作成、実証実験、効果検証など）
- ・ 健康食品開発支援（素材成分分析（例：黒にんにく、黒大豆、黒米、小豆、アロニア、麴など）、ヒト試験、機能性表示食品、病院食・介護食開発、調理レ

シピの作成など)

- ・ ユニバーサル製品開発や健康食品開発に係る試作や機能試験・分析にかかる機器導入
- ・ 試作品を福祉や子育て等の市有施設でモニター使用
- ・ 多業種の融合による商品開発・販売に係るマッチング、コーディネートに係る人材の確保
- ・ 企業による新製品開発・研究促進補助、製品プロモーション補助など

【次世代人材育成】

- ・ 新規創業者等が工場を所有せずに製品の企画設計や開発・試作等が行うことができるよう3Dプリンタやカッティングマシンなど多様な工作機械を備えたファブレス、ファブラボの開設準備、インキュベーションマネージャーの人材選定
- ・ 旭川の工芸技術の継承に向けた家具・建具製造技術実習、技能者表彰、技能五輪派遣、地元の若者のものづくり企業職場体験などの各種支援
- ・ 国際家具デザインフェア旭川の開催（コンペ作品募集、審査会開催、試作品製作、コレクション展など）

(3) 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

旭川ものづくり総合支援センターを構成する旭川市工芸センター、同工業技術センター、(一財)旭川産業創造プラザ、旭川食品産業支援センター、(公財)北海道中小企業総合支援センターが、企業支援を各々の分野で実施するとともに、(一社)旭川ウェルビーイング・コンソーシアムを構成する旭川医科大学、旭川大学、北海道教育大学、北海道東海大学、旭川工業高等専門学校が連携して、ものづくり産業と医療・福祉企業等のニーズやシーズを把握し、調整しながら健康ものづくり産業の創出に向けた共同研究・開発・販路開拓等に取り組む。

【地域間連携】

- ・ 東川町、東神楽町、鷹栖町

経済産業省から当市と3町共同で産業競争力強化法に基づく、「創業支援事業計画」の認定を平成26年に受けており、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓を共同して実施する。また、東川町の日本語学校などの地域資源と連携し、海外の家具職人やデザイナーの育成、人材誘致等も図る。

- ・ 稚内市、留萌市、士別市、名寄市、富良野市

旭川産業創造プラザを中心に旭川地域のほか宗谷地域、留萌地域、名寄・留萌地域及び富良野地域の北海道庁の各振興局、商工会議所、商工会、信用金庫等により道北地域ものづくり応援ネットワークを構成し、創業等企業支援相談窓口と連携体制を構築しており、それぞれの地域の素材を活用できる企業同士のマッチングや人材育成を連携して推進する。

【政策間連携】

医療・福祉・介護等の集積を生かし、これらに向けた家具や器具、健康食の研究開発のフィールドとして連携することで、医療・福祉等の現場の知見を生かしたものづくりを推進し、更に医療・福祉等の労働環境の改善や、高齢者、障害者を含む誰もが健康的に活躍できる環境づくりにつなげる。

また、地場の農畜産物や木材などを積極的に活用してブランド化を図るとともに、ものづくり産業の技術者育成を通じて、若者の地元就職や国内外の人材誘致を推進する。

さらに木材については、旭川家具工業協同組合が20年以上にわたり周辺町などで植林活動を行っており、木材を守り、育てるところから地域が一体となって取り組んでいる。

【自立性】

新規創業者の育成や地元企業等の技術開発に係る費用については、旭川ものづくり総合支援センターを構成する公設試験研究機関における各種開発試験、分析機器等利用料を活用しながら、ビジネスとして自走するまでの期間について重点的に支援する。

(4) 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	H29年3月末	H30年3月末	H31年3月末
製造品出荷額（万円）	18,458,067	18,546,022	18,633,977
粗付加価値額（万円）	7,267,191	7,386,466	7,505,741
新規創業件数※（件/年度）	19	20	20

※旭川ものづくり総合支援センターを通じた新規創業件数

(5) 評価の方法、時期及び体制

① 評価の方法

総合戦略策定時に設置した「旭川市総合戦略検討委員会」を検証組織として、平成 28 年度に再構成し、総合戦略に基づく施策の実施状況の検証、総合戦略の改訂を含めた今後に向けた施策の改善等に係る意見聴取を行い、翌年度の施策事業の構築に反映する。

② 評価の時期

毎年 9 月頃

③ 評価の体制

旭川市総合戦略検討委員会構成メンバー（平成 28 年現在）

北海道大学教授、旭川医科大学教授、旭川大学准教授、旭川商工会議所、旭川物産協会、旭川平和通商店街振興組合、指導農業士、旭川信用金庫、ハローワーク、連合北海道旭川地区連合会、北海道新聞社、旭川社会福祉協議会、旭川市民生児童委員、公募市民

(6) 交付対象事業に要する費用

① 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

・総事業費：126,500 千円

(7) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3ヶ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

① 機械金属スタートアップ支援事業

事業概要：

機械金属産業における新規創業や新ビジネス創出、経営の早期安定化、高付加価値製品の技術開発に向けて、旭川高専及び北海道高等技術専門学院と連携し、技術指導のための機器貸し出し、出張講座、セミナーなどを実施する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成 27 年度～終期末定

② 経営アドバイザー派遣事業

事業概要：

新規創業者を含む小規模事業者等の課題に応じた専門家（中小企業診断士）

を企業等に派遣し、経営改善、財務、労務などの経営相談を実施する。

実施主体：旭川市

事業期間：平成 28 年度～終期末定

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日（3ヶ年度）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

事業の K P I を整理の上、旭川市総合戦略検討委員会により、事業の結果を検証し、必要に応じて改善点を踏まえて次年度の事業手法等を改良することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度 9 月頃に外部有識者（旭川市総合戦略検討委員会）による効果検証を行い、意見聴取の上で、翌年度以降の取組方針を決定する予定。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

市ホームページで毎年度 10 月頃公表する予定。